

第13回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	平成28年4月28日 13:30~15:00
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室
3. 出席委員	2番 河崎 忠委員 4番 福西 範委員 5番 田井 克廣委員 6番 三木 均委員 7番 浅野 徳昭委員 8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員 10番 佐藤 裕司委員 11番 松下 裕幸委員 12番 佐藤 泰正委員 14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員 20番 稲場 洋二委員 21番 成田 俊英委員 (以上 15名)
4. 欠席委員	1番 吉田 重喜委員 3番 田井 博行委員 13番 細川 裕委員 18番 菊池 利治委員 19番 大坂 博文委員 (以上 5名)
5. 参与者	農業委員会事務局 事務局長 大西 俊二 事務局補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏 主査 佐藤 賢二 農地業務担当員 道尾 真弓 農地業務担当員 小泉真由美 (以上 6名)
6. 議事日程	会議録署名委員の指名 10番 佐藤 裕司委員 11番 松下 裕幸委員 会期決定について 平成28年4月28日(1日) 会務概要報告 報告第38号 現況証明願について(市街化区域) 報告第39号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (市街化区域) 議案第51号 現況証明願について 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について 報告第38号 現況証明願について(市街化区域) 報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第41号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について 議案第54号 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画 の変更等に係る意見聴取について 議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積

	計画の決定について 議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積 計画の変更について
協議事項	平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案) 及び平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の 策定について
議長 野村会長	<p>それでは、お時間になりましたので始めさせていただきます。 お忙しいところ、お集まりいただきまして、有り難うございました。 ただいまより、第 13 回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は 15 名です。</p> <p>議事録署名人に 10 番、佐藤裕司委員、11 番、松下裕幸委員を指名しますので、 よろしくお願ひ致します。</p> <p>なお、会期は本日 4 月 28 日の 1 日と致します。</p> <p>本日は、追加議案もございますが、まず最初に議案書の審議を行い、次いで追加議 案の審議を行うこととします。</p> <p>それでは、事務局より会務概要報告と報告案件をお願いします。</p>
事務局 大西事務局長	<p>会務概要報告を行います。 議案書 2 ページ、3 ページをご覧下さい。</p> <p>(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)</p>
議長 野村会長	ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について、何か聞 きたいことはありませんか。
委員 松下委員	<p>会議内容の中で、農業者年金の加入促進に関するものがあったが、加入状況はどう なっているのか。</p> <p>後継者等にも推進をお願いしたい。</p>
議長 野村会長	その他、何かありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	それでは次に、報告第 38 号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書の4ページにございます、報告第38号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用は、あらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっています。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が7件ございました。

議案書5ページ目の表の1番は、資料が6ページから8ページにございます。

市街化区域内の[REDACTED]の1筆、公簿地目が畠になっております[REDACTED]m²の土地について、所有者の[REDACTED]の代理人であります[REDACTED]より現況証明願があり、3月16日、事務局職員2名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は宅地でしたので、3月17日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、議案書5ページの表2番ですが、資料が6ページ、9ページ、10ページにございます。

[REDACTED]が共有する、市街化区域内の[REDACTED]の1筆、公簿地目が畠になっております[REDACTED]m²の土地について、[REDACTED]から現況証明願があり、3月22日、事務局職員2名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は通路でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、議案書5ページの表3番ですが、資料が6ページ、11ページ、12ページにございます。

市街化区域内の[REDACTED]の1筆、公簿地目が畠になっております[REDACTED]m²の土地について、所有者の[REDACTED]から現況証明願があり、3月29日、事務局職員3名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、3月30日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、議案書5ページの表4番ですが、資料が6ページ、13ページ、14ページにございます。

[REDACTED]が共有する、市街化区域内の[REDACTED]の1筆、公簿地目が畠になっております[REDACTED]m²の土地について、[REDACTED]から現況証明願があり、3月29日、事務局職員3名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、3月30日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、議案書5ページ目の表の5番は、資料が15ページから17ページにございます。

市街化区域内の[REDACTED]の1筆、公簿地目が畠になっております[REDACTED]m²の土地について、所有者の[REDACTED]の代理人であります[REDACTED]より現況証明願があり、3月29日、事務局職員2名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、3月30日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、議案書5ページ目の表の6番は、資料が15ページ、18ページ、19ページにございます。

市街化区域内の[REDACTED]の1筆、公簿地目が牧場になっております[REDACTED]m²の土地について、所有者の[REDACTED]の代理人であります[REDACTED]より現況証明願

があり、4月5日、事務局職員3名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、4月6日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、議案書5ページ目の表の7番は、資料が15ページ、20ページ、21ページにございます。

市街化区域内の[REDACTED]、他3筆、いずれも公簿地目が畠になつております合計[REDACTED]m²の土地について、所有者の[REDACTED]氏より現況証明願があり、4月19日、事務局職員4名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、4月20日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、7件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第38号「現況証明願」について質問等を求めるます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に、報告第39号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について報告して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは議案書の22ページ、報告第39号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について報告致します。

農地法第5条第1項第6号の規定は、市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、農地及び採草放牧地以外のものにするため、これらの権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることとなっております。

今回は、釧路地区で1件の届出がございました。

議案書の23ページの表の1番は、資料が24ページと25ページにございます。

公簿地目が畠である[REDACTED]の1筆、面積が[REDACTED]m²の[REDACTED]と[REDACTED]が共有する農地について、[REDACTED]と[REDACTED]が専用住宅を建築するため、平成28年4月1日に届け出があったものです。

なお、所有権移転を行う相手は、[REDACTED]と[REDACTED]の孫娘にあたる[REDACTED]氏であります。農地法第5条第1項第6号の規定は、あくまで農地を農地以外に転用する届出であります。その届出様式には、土地の現所有者と転用目的物を設置、建設などする者しか記載欄がございませんので、[REDACTED]の氏名は記載しておりません。

また、建築主の[REDACTED]は、[REDACTED]と[REDACTED]の亡き娘の夫で、[REDACTED]氏の父で、同じく建築主の[REDACTED]は、[REDACTED]の義理の弟にあたります。

この件につきましては、4月1日、事務局職員3名により現地確認を実施し、適正であると判断しましたので、同日、受理書を発行致しました。

以上、報告致します。

議長 野村会長	ただいま事務局から説明がありました報告第39号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について質問等を求める。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、続いて議案の審議にはいります。 議案第51号「現況証明願」について事務局より提案して下さい。
事務局 大西事務局長	<p>それでは、議案書の26ページにございます、議案第51号「現況証明願」について提案致します。</p> <p>登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。</p> <p>権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。</p> <p>今回は、音別地区から1件の現況証明願の申請がございました。</p> <p>議案書27ページにございます表の1番ですが、資料は28ページから35ページにございます。</p> <p>当該土地は、農振区域外の公簿地目が畑、牧場、雑種地である、[REDACTED]、他20筆、合計[REDACTED]m²の土地で、所有者であります、[REDACTED]から、現況証明願がありましたので、3月29日、音別地区的農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林、原野、雑種地であると確認致しました。</p> <p>以上、1件の現況証明書の発給についてご審議を頂きたく、ご提案致します。</p>
議長 野村会長	ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、現地調査結果について、本日は調査委員長の大坂委員が欠席しておりますので、村上委員から報告をお願いします。
委員 村上委員	<p>調査報告いたします。</p> <p>願出のあった土地は、[REDACTED]、他20筆、面積の合計が[REDACTED]m²で、公簿地目が畑、牧場、雑種地となっており、土地の所有者、申請者とともに[REDACTED]より、現況証明願いの提出がありました。</p> <p>調査日は平成28年3月29日、音別地区委員4名及び事務局職員3名において現地調査を実施し、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、別表のとおり山林、原野、雑種地であることを確認いたしました。</p> <p>以上、現況証明願いの現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

議長 野村会長	村上委員、ありがとうございました。 それでは、議案第51号「現況証明願」について審議します。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決いたします。 議案第51号「現況証明願」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長 野村会長	総数と認め、議案第51号「現況証明願」については原案のとおり決定いたします。 次に、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。 事務局より提案して下さい。
事務局 大西事務局長	それでは、議案書36ページ目にございます、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請」について提案致します。 農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。 お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。 議案書37ページの表の1番は、資料が議案書の38ページ、39ページにございます。 [REDACTED]が所有する、[REDACTED]、他2筆、合計 [REDACTED] m ² の農地について、[REDACTED]に売買による所有権移転を行うものであります。 以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議を頂きたく、ご提案を致します。
議長 野村会長	ただいま事務局から提案がありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の稻場委員に報告を求めます。
委員 稻場委員	議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について報告致します。 1番の申請の内容は、[REDACTED]が所有する[REDACTED]、他2筆、合計 [REDACTED] m ² の農地について、[REDACTED]に [REDACTED] 円で、売買による所有権移転を行うものです。 平成28年4月11日、阿寒地区農業委員7名及び事務局職員6名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと

認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

それでは、1番について審議します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

総数と認め、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番については原案のとおり決定いたします。

それでは、次に、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について審議しますので、事務局より提案して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書40ページにございます、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について説明します。

農地法第5条の規定は、農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は、移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならないことになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

今回、音別地区で1件の許可申請がございました。

議案書41ページ目の表の1番は、資料が議案書42ページから47ページにございます。

██████████が所有する██████████、他1筆、合計公簿面積██████m²の農地の内、██████m²について、同氏から経営移譲されております██████████。██████████が農業用施設であります、パンカーサイロ及び作業用地として転用したい旨、農地の転用許可申請が提出されたものであります。

この農地につきましては、経営移譲のため使用貸借契約を結んでおりましたので、後ほど追加議案でこの部分の合意解約についてご報告申し上げます。

本件に関しまして、4月19日、音別地区的農業委員6名と事務局職員4名により、現地調査などの審査を行っております。

お手元に配布致しております、農地法第5条調査書をご参照下さい。

以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請の進達」についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」についての1番を審議致しますが、本案件は現地調査等の事前審査を行っておりますので、田井克廣委員より報告をお願いします。

委員

田井克廣委員

調査報告をいたします。

平成28年4月6日付けで、農地法第5条の規定による許可申請があり、音別地区委員6名及び事務局4名にて現地調査並びに協議を行いました。

申請内容は、父親である[REDACTED]の所有地に、子である[REDACTED]が農業用施設であるバンカーサイロを建設しようとするものであります。

計画されている場所は、農用地区域内で農業用施設用地に用途変更されており、[REDACTED]の住宅の隣接地で、飼料の確保がより有効に行え、農作業の効率性も高い場所であり、近隣にここ以外の建設場所も見当たらないことから妥当であると認められます。

また、当該施設は認定農業者である[REDACTED]の今後の経営に必要であり、規模、面積、資金面も妥当であることから、調査委員会としては許可相当という意見となりましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

野村会長

田井克廣委員、ありがとうございました。

それでは「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

総数と認め、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」の1番については原案のとおり決定いたします。

これで議案書の審議を終えましたので、続いて、追加議案書の審議に入ります。

報告第38号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、追加議案書の 1 ページにございます、報告第 38 号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっています。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願の追加が 1 件ございました。

追加議案書 2 ページ目の表の 8 番は、資料が追加議案書の 3 ページから 5 ページにございます。

市街化区域内の [REDACTED] 、他 1 筆、公簿地目が畠になっております合計 [REDACTED] m² の土地について、所有者の [REDACTED] の代理人であります、[REDACTED] より現況証明願があり、4 月 25 日、事務局職員 2 名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は駐車場及び建築済地でしたので、4 月 26 日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1 件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第 38 号「現況証明願」の 8 番について質問等を求めるます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第 40 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、追加議案書の 6 ページにございます、報告 40 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」について報告します。

農地法第 18 条第 6 項の規定は、農地の賃貸借において合意解約した場合は、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨農業委員会に通知することになっております。

今回、阿寒地区で 3 件、音別地区で 1 件の届出がありました。

追加議案書 7 ページの表の 1 番は、資料が 9 ページから 19 ページにございます。

[REDACTED] が所有する [REDACTED] 、他 30 筆、合計 [REDACTED] m² の農用地について、借主であります [REDACTED] が農地所有適格法人を設立し、その構成員となったため、5 月 1 日付で土地を引き渡す旨、4 月 22 日に合意解約し、同日通知があったものです。

この件につきましては、後ほど、議案第 55 号で農用地利用集積計画についてご提案させて頂きます。

次に、追加議案書 7 ページの表の 2 番は、資料が 20 ページ、21 ページにございます。

[REDACTED]が所有する、[REDACTED]の1筆、[REDACTED]m²の畠について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、[REDACTED]との間で、4月14日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、追加議案書8ページの表の3番は、資料が20ページ、22ページにございます。

[REDACTED]が所有する、[REDACTED]の1筆、[REDACTED]m²の畠について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、[REDACTED]との間で、4月14日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

この件につきましては、集積を行ったうちの1筆の合意解約ですので、残りの筆につきましては後ほど、議案第56号で農用地利用集積計画の変更についてご提案させて頂きます。

次に、追加議案書8ページの表の4番は、資料が23ページ、24ページにございます。

[REDACTED]が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計公簿面積[REDACTED]m²の農地の内、[REDACTED]m²について、[REDACTED]との間で、4月6日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

以上、4件の合意解約について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第40号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求める

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に、報告第41号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局

阿部補佐

それでは、追加議案書25ページの報告第41号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回、阿寒地区で1件の届出がありました。

追加議案書26ページの表の1番は、被相続人、[REDACTED]が所有権を有していた[REDACTED]、他2筆、合計[REDACTED]m²の畠について、[REDACTED]が、平成27年4月11日、相続により所有権を取得したことにより、平成28年4月8日、同氏よりその旨届出があり、平成28年4月12日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上1件の相続の届出について報告致します。

議長 野村会長	ただいま事務局から説明がありました報告第41号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求める。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、続いて議案の審議を行います。 議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますので、事務局から提案して下さい。
事務局 阿部補佐	それでは、追加議案書27ページにございます、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請」について提案致します。 農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。 今回、阿寒地区で1件の許可申請の追加がありました。 追加議案書28ページ表の2番は、[REDACTED]が所有する、[REDACTED] [REDACTED]、他15筆、合計 [REDACTED]m ² の農用地について、同氏が4月1日に設立し、構成員となった農地所有適格法人の[REDACTED]に無償で使用貸借するものです。 お手元に配布致しております、農地法第3条調査書をご参照下さい。
議長 野村会長	ただいま事務局から説明がありました、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について審議致しますが、その前に調査委員長の稻場委員に、2番について報告を求める。
委員 稻場委員	議案第52号の2番の「農地法第3条の規定による許可申請」について報告致します。 2番の申請の内容ですが、[REDACTED]が4月1日に農地所有適格法人の要件を満たす、[REDACTED]を設立し、自らはその構成員となりました。 このことにより、[REDACTED]個人が所有する[REDACTED]、他15筆、合計 [REDACTED]m ² の農用地について、[REDACTED]へ、10年間無償で貸し付けるというものです。 平成28年4月11日、阿寒地区農業委員7名及び事務局職員6名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから許可相当という結論となりました。 以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長 野村会長	稻場委員ありがとうございました。

それでは2番を審議致します。

質問、意見を求めてます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

総数と認め、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について説明して下さい。

事務局

阿部補佐

それでは、追加議案書32ページの議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について説明します。

農地法第5条の規定は、農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は、移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならないことになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

今回、阿寒地区で1件の許可申請の追加がございました。

追加議案書33ページ目の表の2番は、資料が議案書34ページから42ページにございます。

██████████が所有する██████████の1筆、公簿面積████████m²の農地の内、████████m²について、同氏が4月1日に設立した農地所有適格法人の████████へ無償貸借の上、農業用施設であります、老朽化した牛舎及び付属施設の移転新築のため転用したい旨、農地の転用許可申請が提出されたものであります。

この農地につきましては、釧路市長より意見照会がございましたので、次の議案第54号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」についてで、用途変更についてご審議頂きます。

本件に関しまして、4月11日、阿寒地区の農業委員7名と事務局職員6名により、現地調査などの審査を行っております。

お手元に配布致しております、農地法第5条調査書をご参考下さい。

以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長 ただいま事務局から説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の2番について審議致しますが、本案件は現地調査等の事前審査を行っておりますので、稲場委員より報告をお願いします。

委員
稲場委員 議案第53号の2番の「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について報告致します。

2番の申請の内容ですが、先ほど農地法第3条による使用貸借についてご報告申し上げたとおり、[REDACTED]が4月1日に農地所有適格法人の要件を満たす、[REDACTED]を設立し、自らはその構成員となりました。

今回、[REDACTED]個人が所有する[REDACTED]、[REDACTED]m²について、[REDACTED]へ無償貸付し、[REDACTED]個人が所有する老朽化した牛舎及び付属施設を移転新築するため転用したいというものであります。

平成28年4月11日、阿寒地区農業委員7名及び事務局職員6名で現地調査及び協議を行った結果、計画されている場所は、農用地区域内ではありますが、[REDACTED]の住宅の近隣であり、農作業の効率が良く、阿寒TMRセンターからの飼料供給も引き続き問題なく行え、近隣にここ以外の建設場所も見当たらないことから妥当であると認められます。

また、[REDACTED]は、4月1日付で認定農業者となっておりますが、当該施設は、同社の今後の経営に必要であり、規模、面積、資金面も妥当であることから、調査委員会としては許可相当という意見となりましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長 稲場委員、ありがとうございました。
それでは、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」の2番について審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同 なし

議長
野村会長 質問がないようですので、採決いたします。
議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長 総数と認め、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」の2番については原案のとおり決定いたします。
次に議案第54号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画

の変更等に係る意見聴取」について事務局より説明して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、追加議案書43ページにございます、議案第54号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について説明致します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2では、市町村は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聞くことが義務付けられております。

今回の変更は、2件の用途変更からなっております。

追加議案書44ページの表の1番は、資料が追加議案書45ページにございます。

先ほど、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」についてでご審議頂きました、[REDACTED]による酪農施設建設のため、[REDACTED]、公簿面積[REDACTED]m²のうち、[REDACTED]m²について、農地から農業用施設用地に用途変更したいとするものです。

次に、44ページの表の2番は、資料が追加議案書46ページにございます。

[REDACTED]、他3筆、合計公簿面積[REDACTED]m²のうち、[REDACTED]m²について、[REDACTED]による酪農施設建設のため、農地から農業用施設用地に用途変更したいとするものです。

この件に関しましては、通常、農地法第5条による転用許可申請が行われるべきところですが、事業者が農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画での転用手続きを要望しております。

農用地利用集積計画での転用手手続きにおいても、農地法第5条に準拠して審査を行わなければならないことになっておりますが、面積が4haを超えておりまして、農地法第5条においては大臣協議が必要な最高レベルの案件でございます。

今回、ご審議頂いた結果、同意する旨の意見となりました場合には、用途変更手続きが終了した直後の農業委員会総会で農用地利用集積計画の決定についての審議を行うこととなります。

議長
野村会長

それでは「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第54号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

総数と認め、議案第54号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番は原案のとおり決定いたします。

次に2番についてですが、先日行われた予備審査会において、差し戻しすることとなりましたので、この案件に関しては同意しかねるということでおよろしいでしょうか。

(意見なし)

議長

野村会長

それでは2番については現時点では同意できないと、釧路市長に回答することとなります。

次に、議案第55号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

阿部補佐

それでは、追加議案書の47ページにございます、議案第55号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、阿寒地区で1件の計画がございます。

追加議案書48ページの表の1番ですが、資料が追加議案書の49ページから59ページにございます。

これは、先ほど合意解約の報告した案件で、[REDACTED]が所有する、[REDACTED] [REDACTED]、他30筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、農地所有適格法人の[REDACTED]との間で、年間 [REDACTED] 円、期間は10年間で賃貸借による利用権の設定を行いました。

以上1件の農用地利用集積計画の決定についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長

野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました議案第55号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第55号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第55号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については原案のとおり決定いたします。

それでは次に、議案第56号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、追加議案書の60ページにございます、議案第56号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について説明致します。

追加議案書61ページの表の1番ですが、資料が追加議案書62ページから68ページにございます。

こちらも、先ほど1筆の合意解約の報告した案件で、平成23年2月24日開催の第3期第23回総会、議案第83号にて審議を行い、平成23年2月25日に釧路市告示第54号で告示された、[REDACTED]が所有する、[REDACTED]他20筆、合計[REDACTED]m²の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体阿寒農業協同組合と、[REDACTED]との間で、年間[REDACTED]円、期間は6年間で賃貸借による利用権の設定を行いましたが、1筆の合意解約により、面積が[REDACTED]m²に減少しましたので、賃貸借料の総額も[REDACTED]円に減少しております。

以上1件の農用地利用集積計画の変更について、ご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました議案第56号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について審議致しますが、貸主の代理人として、阿寒農業協同組合の役員であります[REDACTED]が議事参与の制限を受けます。

[REDACTED]は退室して下さい。

([REDACTED]退室)

議長
野村会長

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第56号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 野村会長	総数と認め、議案第 56 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の変更」については原案のとおり決定いたします。 [] は入室して下さい。
	([] 入室)
議長 野村会長	ここで、休憩します。
	(暫時休憩)
議長 野村会長	つぎに、協議事項「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定」について協議を行います。 事務局より説明願います。
事務局 阿部補佐	追加議案書 69 ページをご覧下さい。 当委員会の平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定についてでありますが、本案件は平成 22 年 12 月 22 日農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施」にある具体的な取り組みとして、農業委員会活動の計画等の策定、点検評価の検討を毎年度 3 月末までに作成し、ホームページなどで公表し、地域農業者からの意見を聴取することとなっております。 また、今後の本件の流れにつきましては、決定後 30 日以上ホームページで地域農業者からの意見要望などを聴取し、これらを踏まえ前年度の点検評価結果及び新年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定し、再度ホームページに公表し、農林水産省経営局に報告することとなります。
	こうしたことから、事務局として検討いたしました原案を追加議案書の 70 ページから 81 ページに記載しましたので、ご協議頂きたくご提案致します。
議長 野村会長	ただいま事務局より提案のありました「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定」について協議致します。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、原案のとおりと致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成28年4月28日

議長 野村照明

署名委員 佐藤裕司

署名委員 松下祐章